

#####

議事日程第八号

平成三十年三月二十日（火曜日）

午後一時開議

第一、議案第 四四号	平成三十年度秋田県一般会計予算	第一七、議案第 六〇号	平成三十年度秋田県公債費管理特別会計予算
第二、議案第 四五号	平成三十年度秋田県証紙特別会計予算	第一八、議案第 六一号	平成三十年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計予算
第三、議案第 四六号	平成三十年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	第一九、議案第 六二号	平成三十年度秋田県国民健康保険特別会計予算
第四、議案第 四七号	平成三十年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算	第二〇、議案第 六三号	平成三十年度秋田県電気事業会計予算
第五、議案第 四八号	平成三十年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算	第二一、議案第 六四号	平成三十年度秋田県工業用水道事業会計予算
第六、議案第 四九号	平成三十年度秋田県土地取得事業特別会計予算	第二二、議案第 六一号	平成二十九年秋田県一般会計補正予算（第一号）
第七、議案第 五〇号	平成三十年度秋田県工業団地開発事業特別会計予算	第二三、議案第 一一二号	平成二十九年秋田県地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第三号）
第八、議案第 五一号	平成三十年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計予算	第二四、議案第 六五号	秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
第九、議案第 五二号	平成三十年度秋田県市町村振興資金特別会計予算	第二五、議案第 六六号	秋田県県税条例の一部を改正する条例案
第一〇、議案第 五三号	平成三十年度秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予算	第二六、議案第 六七号	秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案
第一一、議案第 五四号	平成三十年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算	第二七、議案第 六八号	特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案
第一二、議案第 五五号	平成三十年度秋田県下水道事業特別会計予算	第二八、議案第 六九号	市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案
第一三、議案第 五六号	平成三十年度秋田県港湾整備事業特別会計予算	第二九、議案第 七〇号	秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案
第一四、議案第 五七号	平成三十年度秋田県地域総合整備資金特別会計予算	第三〇、議案第 一一三号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
第一五、議案第 五八号	平成三十年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備		

第三一、議案第一一四号	秋田県税条例の一部を改正する条例案		
第三二、議案第九一号	包括外部監査契約の締結について	第四五、議案第一二〇号	秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
第三三、議案第七一号	秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案		
第三四、議案第七二号	秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金条例を廃止する条例案	第四六、議案第一二一号	秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
第三五、議案第七三号	秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例案	第四七、議案第一二二号	秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
第三六、議案第七四号	秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案	第四八、議案第一二三号	秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
第三七、議案第七五号	秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	第四九、議案第一二四号	秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例案
第三八、議案第七六号	秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案	第五〇、議案第一二五号	秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
第三九、議案第七七号	秋田県土壤汚染対策法に基づく指定調査機関指定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案	第五一、議案第一二六号	秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
第四〇、議案第一一五号	秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	第五二、議案第一二七号	秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
第四一、議案第一一六号	秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	第五三、議案第一二八号	秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
第四二、議案第一一七号	秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案		
第四三、議案第一一八号	秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案		
第四四、議案第一一九号	秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改		

第五四、議案第一二九号	秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	第七〇、議案第八五号	秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
第五五、議案第一三〇号	秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	第七一、議案第九七号	平成三〇年度都市計画事業に要する経費の一部負担について
第五六、議案第一三一号	医療法施行条例の一部を改正する条例案	第七二、議案第九八号	平成三〇年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担について
第五七、議案第一三二号	旅館業法施行条例の一部を改正する条例案	第七三、議案第九九号	平成三〇年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担について
第五八、議案第九二号	平成三〇年度自然公園事業に要する経費の一部負担について	第七四、議案第一〇〇号	平成三〇年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担について
第五九、議案第七八号	秋田県獣医学学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例案	第七五、議案第一〇一号	平成三〇年度流域下水道汚泥炭化施設の維持管理に要する経費の一部負担について
第六〇、議案第七九号	秋田県林業開発基金による貸付金の貸付期間の特別措置に関する条例案	第七六、議案第一〇二号	平成三〇年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担について
第六一、議案第九三号	財産の貸付けについて	第七七、議案第一〇三号	平成三〇年度県北地区広域汚泥処理事業に要する経費の一部負担について
第六二、議案第九四号	平成三〇年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担について	第七八、議案第一〇四号	平成三〇年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担について
第六三、議案第九五号	平成三〇年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担について	第七九、議案第一〇五号	平成三〇年度港湾事業に要する経費の一部負担について
第六四、議案第九六号	平成三〇年度林道事業に要する経費の一部負担について	第八〇、議案第八六号	市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
第六五、議案第八〇号	秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例案	第八一、議案第八七号	秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例案
第六六、議案第八一号	秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例案	第八二、議案第八八号	学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
第六七、議案第八二号	秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例案		
第六八、議案第八三号	秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案		
第六九、議案第八四号	建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例及び秋田県建築基準条例の一部を改正する条例案		



副 知 事	堀 井 啓 一
副 知 事	中 島 英 史
観光文化スポーツ部理事	前 川 浩
総 務 部 長	島 崎 正 実
総務部危機管理監(兼) 広 報 監	鎌 田 雅 人
企 画 振 興 部 長	佐 々 木 司
あきた未来創造部長	妹 尾 明
観光文化スポーツ部長	草 薨 作 博
健 康 福 祉 部 長	保 坂 学
生 活 環 境 部 長	田 中 昌 子
農 林 水 産 部 長	佐 藤 博
産 業 労 働 部 長	水 澤 聡
建 設 部 長	柴 田 公 博
会計管理者(兼) 出 納 局 長	佐 藤 満
総 務 部 次 長	名 越 一 郎
財 政 課 長	神 部 秀 行
教育委員会教育長	米 田 進

警 察 本 部 長 森 末 治

●議長(鶴田有司議員) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

#####

議 長 報 告 (朗読省略)

一、三月二十日、議会運営委員長から次の議案が提出された。

(1) 議案第一三五号 秋田県政務活動費の交付に関する条例の一部を改

正する条例案

一、三月十九日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 議案第 四四号  | (2) 同 第 四五号  |
| (3) 同 第 四六号  | (4) 同 第 四七号  |
| (5) 同 第 四八号  | (6) 同 第 四九号  |
| (7) 同 第 五〇号  | (8) 同 第 五一号  |
| (9) 同 第 五二号  | (10) 同 第 五三号 |
| (11) 同 第 五四号 | (12) 同 第 五五号 |
| (13) 同 第 五六号 | (14) 同 第 五七号 |
| (15) 同 第 五八号 | (16) 同 第 五九号 |
| (17) 同 第 六〇号 | (18) 同 第 六一号 |
| (19) 同 第 六二号 | (20) 同 第 六三号 |
| (21) 同 第 六四号 | (22) 同 第 六一号 |
| (23) 同 第一二二号 |              |
- 一、三月十九日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出された。
- (1) 議案第 六五号
- (2) 同 第 六六号
- (3) 同 第 六七号
- (4) 同 第 六八号

- (5) 同 第六九号
- (6) 同 第七〇号
- (7) 同 第一一三号
- (8) 同 第一一四号
- (9) 同 第九一号

一、三月十九日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第 七一号
- (2) 同 第七二号
- (3) 同 第七三号
- (4) 同 第七四号
- (5) 同 第七五号
- (6) 同 第七六号
- (7) 同 第七七号
- (8) 同 第七八号
- (9) 同 第七九号
- (10) 同 第八〇号
- (11) 同 第八一号
- (12) 同 第八二号
- (13) 同 第八三号
- (14) 同 第八四号
- (15) 同 第八五号
- (16) 同 第八六号
- (17) 同 第八七号
- (18) 同 第八八号
- (19) 同 第八九号
- (20) 同 第九〇号
- (21) 同 第九一号
- (22) 同 第九二号
- (23) 同 第九三号
- (24) 同 第九四号
- (25) 同 第九五号
- (26) 同 第九六号

一、三月十九日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第 七八号
- (2) 同 第七九号
- (3) 同 第九三号
- (4) 同 第九四号
- (5) 同 第九五号
- (6) 同 第九六号

一、三月十九日、次の議案について産業観光委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第 八〇号

一、三月十九日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第 八一号
- (2) 同 八二号
- (3) 同 八三号
- (4) 同 八四号
- (5) 同 八五号
- (6) 同 八七号
- (7) 同 八八号
- (8) 同 八九号
- (9) 同 第九〇号
- (10) 同 第九一号
- (11) 同 第九二号
- (12) 同 第九三号
- (13) 同 第九四号
- (14) 同 第九五号

一、三月十九日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第 八六号
- (2) 同 八七号
- (3) 同 八八号
- (4) 同 八九号
- (5) 同 第九〇号
- (6) 同 第九一号
- (7) 同 第九二号

一、三月十九日、次の委員長から請願審査報告書が提出された。

総務企画委員長

福祉環境委員長

産業観光委員長

一、関係委員会における請願の審査の結果は、別紙「請願審査結果表」とおりである。

一、三月二十日、教育公安委員長から次の意見書案が提出された。

- (1) 意見書案第一号 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた推薦を求める意見書

一、三月二十日、加藤麻里議員から次の意見書案が提出された。

- (1) 意見書案第二号 生活保護世帯の子どもの大学等への進学に関する意見書

一、三月二十日、薄井司議員から次の意見書案が提出された。

- (1) 意見書案第三号 労働者の声を踏まえた「働き方改革」の実現を求める意見書

一、三月二十日、工藤嘉範議員から次の決議案が提出された。

(1) 決議案第一号 二〇二五年国際博覧会の誘致に関する決議

一、議員の派遣に関する申出及び依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

一、三月八日、人事委員会から地方公務員法第五条第二項の規定による回答があり、同日、各議員に配付した。

一、三月十四日、監査委員から住民監査請求の要旨について通知があり、三月十五日、各議員に配付した。

一、本会期中における審査継続の申出があった請願は、次のとおりである。

#### 福祉環境委員会

(1) 請願第二一号 乳がんに関する項目を健康診断に付加することを求める請願について

#### 教育公安委員会

(1) 請願第二号 義務教育費国庫負担制度二分の一復元を求める意見書の提出について

(2) 請願第七号 秋田県高等学校再編整備計画の見直しの検討について

(3) 請願第一一号 高校生への給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について

(4) 請願第二二号 教育現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について

(5) 請願第二四号 国の教育予算を増やし「高校無償化」を推進するよう求める意見書の提出について

(6) 請願第二五号 特別支援学校での児童生徒の障害の多様性に応じた最低限のガイドラインを設けることを国に求める意見書の提出について

#####

【平成三十年第一回定例会（二月議会）請願審査

（委員会）結果表は巻末に登載】

#####

議員派遣一覧（第一号）

#### 一 海外事情調査

(1) 派遣の目的 オランダ王国における行政事情の調査のため

(2) 派遣期間 平成三十年四月十五日（日）～四月二十一日（土）

(3) 派遣地 オランダ王国

(4) 派遣議員 北林丈正議員、土谷勝悦議員、三浦英一議員、

渡部英治議員、佐藤正一郎議員

#### 二 海外事情調査

(1) 派遣の目的 タイ王国における行政事情の調査のため

(2) 派遣期間 平成三十年六月四日（月）～六月八日（金）

(3) 派遣地 タイ王国

(4) 派遣議員 沼谷純議員、小原正晃議員

#####

議員派遣一覧（第二号）

#### 一 県民との意見交換会「あなたの街で県議会」

(1) 派遣の目的 県民との意見交換会「あなたの街で県議会」に出席のため

(2) 派遣期間 平成三十年三月二十二日（木）

(3) 派遣地 潟上市

(4) 派遣議員 北林康司議員、加藤鉦一議員、近藤健一郎議員、

工藤嘉範議員、竹下博英議員、北林丈正議員、

菅原博文議員、鈴木雄大議員、今川雄策議員、

佐藤信喜議員、鈴木健太議員、杉本俊比古議員、

佐々木雄太議員、三浦英一議員、三浦茂人議員、

吉方清彦議員、沼谷純議員、田口聡議員、

加賀屋千鶴子議員、平山晴彦議員

二 平成三十年度東北中央自動車道建設促進秋田・山形・福島三県議会協議会理事会、平成三十年度日本海沿岸東北自動車道建設促進青森・秋田・山形・新潟四県議会協議会理事会及び平成三十年度羽越・奥羽本線等高速化促進青森・秋田・山形・新潟四県議会協議会理事会

(1) 派遣の目的 平成三十年度右記三協議会理事会に出席のため

(2) 派遣期間 平成三十年五月十一日(金)

(3) 派遣地 東京都

(4) 派遣議員 工藤嘉範議員(三協議会の常任理事)、

渡部英治議員(三協議会の理事)

三 第三百三十四回北海道・東北六県議会議長会議

(1) 派遣の目的 第三百三十四回北海道・東北六県議会議長会議に出席のため

(2) 派遣期間 平成三十年五月二十九日(火)

(3) 派遣地 青森県

(4) 派遣議員 竹下博英議員(副議長)

#####

住民監査請求の監査結果に関する報告書 登載省略

#####

●議長(鶴田有司議員) 日程第一、議案第四十四号から日程第八十六、議案第三百三十四号までの議案八百三十六件を一括議題といたします。

各委員長の報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十九番(予算特別委員長川口一議員) 登壇】

●予算特別委員長(川口一議員) ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、当初予算では、議案第四十四号平成三十年度秋田県一般会計予算、総額五千八百二億六千万円のほか、議案第四十五号、議案第四十六号、議案第四十七号、議案第四十八号、議

案第四十九号、議案第五十号、議案第五十一号、議案第五十二号、議案第五十三号、議案第五十四号、議案第五十五号、議案第五十六号、議案第五十七号、議案第五十八号、議案第五十九号、議案第六十号、議案第六十一号、議案第六十二号、議案第六十三号及び議案第六十四号、合わせて二十一件であります。

今回の当初予算案は、「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」の初年度となることから、「ふるさと定着回帰戦略」など、プランに掲げた六つの重点戦略に基づく施策・事業を中心に計上されております。

また、追加付託された補正予算関係は、議案第百十一号平成二十九年秋田県一般会計補正予算(第十三号)及び議案第百十二号の合わせて二件であります。

今回の追加補正予算案は、除雪費など決算見込みによる事業費の増減について計上されており、一億四千四百四十万円の増額であります。

これにより、平成二十九年度の補正後の予算総額は、六千二百九十九億一千七百五十万円となります。

審査に当たっては、まず、当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査において、それぞれ質疑を行いました。

その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「広報事業」、「年齢別人口流動調査費」、「私立大学等即戦力人材育成支援事業」などについて質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「介護人材確保対策事業」、「『あきた健康宣言』推進事業」、「野生鳥獣被害防止対策事業」などについて質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「販売を起点とした秋田米総合支援事業」、「比内地鶏大規模モデル経営体育成事業」、「秋田型新製品普及開発支援事業」などについて質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「重点市場におけるF I T誘客プロモ-



ション事業」、「新スタジアム整備構想策定事業負担金」、「いま若者に伝えたい企業の魅力発信事業」、「環日本海物流ネットワーク構築推進事業」などについて質疑がありました。

また、建設分科会では、「秋田県建設産業担い手確保育成センター事業」、「あきた安全安心住まい推進事業」、「県有建築物エスコ推進事業」、「県有建築物エネルギー管理事業」などについて質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「交通安全施設整備・維持管理事業」における「道路標示整備費」及び「道路標識整備費」、「高齢者等交通弱者対策費」、「秋田の教育資産を活用した海外交流促進事業」、「高等学校における少人数学習推進事業」などについて質疑がありました。

次に、総括審査では、初めに「人口の社会減目標値の達成に向けた取り組みについて」であります。

第三期ふるさと秋田元気創造プランに、社会減を半減させるという大きな目標を掲げようとしているが、問題はこれが実現可能かどうかである。人口減少対策や地方創生については、全国の自治体がいろいろな取り組みを行っているが、この目標を達成するための県の果たす役割をどのように考えているかとただしたのに対し、人が暮らしていくためには雇用が必要であり、秋田の特色を生かした産業振興が、人口減少対策の基本戦略であると考えている。そのため、Aターン促進のための取り組みなど、人を呼び込むための個別対策に、きめ細やかに、かつ、戦術的に取り組むことが重要である。これら戦略と戦術をバランスよく実施することで、産業振興を図りつつ、一方で、雇用だけではなく、さまざまな秋田の魅力を発信しながら、より多くの方に秋田を選択してもらうことが県の役割だと考えているとの答弁がありました。

また、この社会減の半減は重要な目標数値であり、目標達成は非常に困難な課題である。目標達成のためには、高校生の県内進学や大学生の県内就職率向上を、直接推進していく大学等、具体的な取り組みを進め

る機関などと目標値を共有するなど、密接に連携しなければ意味がないと思うが、これまで、こうした機関などという議論をしてきたのか。さらに、県としては、強い意気込みで、全庁を挙げて目標達成に取り組むべきであると思うがどうかとただしたのに対し、社会減の半減については、大変困難な課題であるが、今や、首都圏の大手企業も地方に一定程度依存していることから、地方の存続が自社の存続につながるという意識が高まっている。そういった動きに呼应しながら、地域の産業振興を図っていくことで、前向きに捉えていくべきだと考えている。また、具体的取り組みを連携して進めていく大学等とは、目標数値について具体的に議論したことはなく、大学等では、独自に県内就職率を上げる目標を立てて取り組んでいるところであるが、今後は、県としては、地元企業への就職促進のため、大学や経済団体などと、より密接に協力して事業を推進するほか、庁内関係部局が一丸となって取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、「水と緑の森づくり税事業について」であります。

来年度からの水と緑の森づくり税事業の第三期計画では、熊対策として緩衝帯の整備を行うこととしている。県として熊対策を行うことは必要であるが、森づくり税は、森林の環境や公益的機能を次代に引き継いでいくことを目的としたものであり、税の導入趣旨にかなうものなのかとただしたのに対し、水と緑の森づくり税は、森林の環境を保全し、水源涵養などの公益的機能を高めることを目的にしているが、森林の状況が以前とは変わってきている中で、熊の出没が顕在化しており、熊対策を講じることがますます重要となっている。こうした中で、森づくり税による緩衝帯の整備など里山の整備を行うことは、本来の森づくり税の導入趣旨である森林環境の保全という目的にも合致するし、熊対策にも資するものと考えているとの答弁がありました。

次に、「イージス・アショアの配備について」であります。

イージス・アショアの配備については、秋田市と山口県萩市が候補地

として報道され、配備された場合の住民の安全や、生活、健康に対する不安の声も上がっている。知事は、国に対して速やかな説明を申し入れているとのことだが、国の説明に納得できない場合はどうするのか。また、説明に納得していない状況で、国が適地調査を実施することがあるのかとただしたのに対し、国から、秋田県をイージス・アショアの配備候補地とするといった正式な発表はないが、様々な不安を抱えている住民もいることから、県としても、国の説明を鵜呑みにすることなく、可能な範囲で情報収集に努めながら、国に対して丁寧な説明を求めていく。また、仮に秋田県内で適地調査をしようとする場合には、速やかに防衛省の責任において十分な説明をしていただきたい旨、申し入れているところであるとの答弁がありました。

また、アメリカと北朝鮮において、平和的な解決が図られれば、北朝鮮の脅威に対応するとの理由で検討されているイージス・アショアの導入が必要ではなくなるが、知事はどう思うかとただしたのに対し、日本政府もアメリカと北朝鮮の対話については一定の理解を示しており、県としても、国が今後どのように対応するのか見極めていく必要がある、引き続き注視してまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、「新スタジアムの整備について」、「秋田の農林水産業の担い手について」、「能代産業廃棄物処理センター問題について」、「警察署の機能強化について」、「健康寿命日本一への取組について」などに関して質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第四十四号及び議案第六十二号、以上二件については、賛成多数をもって、議案第四十五号から議案第六十一号まで、議案第六十三号、議案第六十四号、議案第六十一号及び議案第六十二号、以上二十一件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

【二十三番（総務企画委員長北林丈正議員）登壇】

●総務企画委員長（北林丈正議員） ただいま議題となりました、議案第六十五号、議案第六十六号、議案第六十七号、議案第六十八号、議案第六十九号、議案第七十号、議案第九十一号、議案第九十三号及び議案第九十四号、以上九件について、総務企画委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第六十五号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行により、所要の規定を整備するとともに、危険物取扱者免状の交付の申請等に係る手数料の額を改定しようとするものであります。

議案第六十六号は、地方税法の一部改正により、総合県税事務所長に委任する事項を改めようとするものなどであります。

議案第六十七号は、地方税法等の一部改正により、産業廃棄物税を犯則事件の調査手続の対象にしようとするものであります。

議案第六十八号は、県民税の課税免除を引き続き受けようとする特定非営利活動法人の負担の軽減を図るため、所要の規定の整備を行うおうとするものであります。

議案第六十九号は、知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、農林水産業パッケージに係る権限移譲対象事務に、人への被害を防止する目的で行うツキノワグマの捕獲の許可の事務を加えようとするものなどであります。

議案第七十号は、県議会議員の選挙における公正な選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、ビラの作成を公営としようとするものであります。

議案第九十一号は、平成三十年度の包括外部監査について委託契約を締結しようとするものであります。

議案第九十三号は、一般職の国家公務員に準じ、職員の退職手当の支給水準の引き下げ等を行うおうとするものであります。

議案第百十四号は、地方税法の一部改正に伴い、ガス供給に係る事業税の課税方式の見直し、不動産取得税の特例措置の延長、一定の安全のための装置を備える自動車の取得に係る自動車取得税の軽減等を行うとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第六十五号外八件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

第三期ふるさと秋田元気創造プラン案における施策の代表指標である「人口の社会減」に関する数値目標についてであります。

人口の社会減を現状から二千五十人まで半減させることについて、転入・転出における増減要素などの内訳が新たに示され、県内大学等への進学率の上昇により県外大学等への進学者を六百四十人減少させることだが、年齢別に見て、子供の数が減っている現状を勘案すれば、施策を講じなくても減少していく要素がある。高校生が大学等の特色などを捉えて進学先を決めていることを踏まえると、もっと大きな視点で捉えて、県外大学等へ進学した学生の就職による県内回帰を促進すると同時に、県外から県内大学等に進学してきた学生の県内定着を図るなどして、人口減少を抑制していく必要があると考えるがどうか。また、増減要素はあくまでも内訳であり、個々の目標としては設定しないことだが、あきた未来創造部がしっかりと進捗状況を管理し、職員一人一人が責任を持って施策を進めていくことが重要だと考えるがどうかとただしたのに対し、県が設置した秋田県立大学及び国際教養大学については、県内高校生の入学者の拡大を中期目標に掲げている。一方、卒業生の県内就職の促進を図るため、学生の出身地にかかわらず、県内企業でのインターンシップを積極的に実施するなど、県内定着に向けた取り組みを進めているところであるが、県外出身学生の多くが就職を機に秋田を離れる現状を踏まえれば、私立大学等を含めて県内高等教育機関の魅力

を高め、県内に定着する傾向の高い県内出身の入学者を増やす取り組みも重要である。また、個々の増減要素については、あきた未来創造部が進捗状況を管理し、年度ごとの実績値や経済情勢等の外部要因を検証しながら、代表指標である人口の社会減を二千五十人に半減させるために必要な施策を講じていきたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【十一番（福祉環境委員長三浦茂人議員）登壇】

●福祉環境委員長（三浦茂人議員） ただいま議題となりました、議案第七十一号、議案第七十二号、議案第七十三号、議案第七十四号、議案第七十五号、議案第七十六号、議案第七十七号、議案第七十八号、議案第七十九号、議案第八十号、議案第八十一号、議案第八十二号、議案第八十三号、議案第八十四号、議案第八十五号、議案第八十六号、議案第八十七号、議案第八十八号、議案第八十九号、議案第九十号、議案第九十一号、議案第九十二号、議案第九十三号、議案第九十四号、議案第九十五号、議案第九十六号、議案第九十七号、議案第九十八号、議案第九十九号、議案第一百号、議案第一百零一号、議案第一百零二号、議案第一百零三号、議案第一百零四号、議案第一百零五号、議案第一百零六号、議案第一百零七号、議案第一百零八号、議案第一百零九号、議案第一百一十号、議案第一百一十一号、議案第一百一十二号、議案第一百一十三号、議案第一百一十四号、議案第一百一十五号、議案第一百一十六号、議案第一百一十七号、議案第一百一十八号、議案第一百一十九号、議案第一百二十号、議案第一百二十一号、議案第一百二十二号、議案第一百二十三号、議案第一百二十四号、議案第一百二十五号、議案第一百二十六号、議案第一百二十七号、議案第一百二十八号、議案第一百二十九号、議案第一百三十号、議案第一百三十一号及び議案第一百三十二号、以上二十六件について、福祉環境委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第七十一号は、児童福祉法の一部改正に伴い、秋田県児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例について、所要の規定の整理を行うものであります。

議案第七十二号は、秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金の所定の事業が終了することに伴い、同基金を廃止しようとするものであります。

議案第七十三号は、介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、市町村の条例で定めることとされたことに伴い、同基準を定める条例の廃止等を行うものとしてあります。

議案第七十四号は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

の一部改正に伴い、同令に規定する基金事業交付金の交付に係る特別の事情を定めようとするものなどであり、秋田県指定障害児

通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例について、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第七十六号は、介護保険法の一部改正により、修学資金の貸与等の対象となる看護職員として業務に従事する施設に介護医療院を加えようとするものなどであり、

議案第七十七号は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行により、汚染土壌処理業者の地位の承継の承認を受けようとする者等から手数料を徴収しようとするものであります。

議案第九十二号は、平成三十年自然公園事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させようとするものであります。

議案第一百五号から議案第一百七号まで及び議案第一百十九号から議案第二百二十三号までの八件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による関係省令の一部改正により、それぞれの条例について所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第一百十八号は、介護保険法の一部改正により、介護医療院の開設の許可を受けようとする者等から手数料を徴収しようとするものであります。

議案第二百二十四号は、介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の施設に関する基準を定めようとするものであります。

議案第二百五号、議案第二百二十六号及び議案第三百十号の三件は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による関係省令の一部改正により、それぞれの条例について所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第二百二十七号から議案第二百二十九号までの三件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による関係省令の一部改正により、それぞれの条例について所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第三百十一号は、医療法の一部改正に伴い、病院又は診療所の既存病床数の算定に係る介護老人保健施設及び介護医療院の入所員数の取り扱いについて、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第三百二十二号は、旅館業の施設の構造設備基準及び衛生措置基準の緩和等を行おうとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第七十一号外二十五件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。健康福祉部関係の「秋田県庁舎敷地内禁煙の実施について」であります。

十月からの敷地内禁煙の実施に向けて、五月から毎月一日ずつ、計五回の敷地内禁煙の試行日を設けるとのことだが、五日だけの試行で喫煙する職員はその後の環境に対応できる態勢を整えられるのかとただしたのに対し、御指摘のとおり、試行日を五日設けるだけでは不十分であり、喫煙する職員には、共済事業で実施する禁煙治療費助成等を活用し、十月までの間に自主的に勤務時間内の禁煙に取り組んでいただきたい。また、敷地内禁煙の実施までのスケジュールや試行日の回数の設定については、三月に行われる職員安全衛生委員会でも検討いただくよう伝えていきたいとの答弁がありました。

また、敷地内禁煙を実施しようとする県の立場も理解できる一方で、たばこを吸う方への配慮という観点もあろうかと思う。喫煙者の一部からは、たばこ税を納めることで社会貢献をしているのだから、堂々とた

ばこを吸ってよいのだといった主張もあるようだが、こうした主張に対し、県としてはどのように自らの立場を説明するかとただしたのに対し、国の調査でもたばこによる社会的損失額は、たばこ税によって得られる税収額を上回ると報告されている。一人の喫煙者が毎日たばこ一箱を吸うことで納めるたばこ税は、年間で九万円程度といわれているが、それよりも、その人が禁煙によって健康寿命を延ばし、長く働き続けたら、社会貢献活動をすることによって得られる社会的な利益の方がはるかに大きいと考える。何よりも、その人がたばこによって寿命を縮めるような事態は、貴重な人生の蓄積を失うことであり、社会にとっても個人にとっても大変な不幸である。こうした理由から、健康行政を司る立場としては、喫煙よりも、健康増進の取り組みを優先していただきたいと考えているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【三十五番（農林水産委員長小松隆明議員）登壇】

●農林水産委員長（小松隆明議員） ただいま議題となりました、議案第七十八号、議案第七十九号、議案第九十三号、議案第九十四号、議案第九十五号及び議案第九十六号、以上六件について、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました、議案第七十八号秋田県獣医学士修学資金貸与条例の一部を改正する条例案は、県の機関において従事する獣医師の確保を図るため、貸与月額に応じた返還債務免除の要件となる従事期間を定めようとするものであります。

議案第七十九号秋田県林業開発基金による貸付金の貸付期間の特別措置に関する条例案は、同基金から公益財団法人秋田県林業公社に貸し付ける資金等の貸付期間について特別の措置を講ずることにより、同公社の負担軽減を図ろうとするものであります。

議案第九十三号財産の貸付けについては、農業試験場旧生物工学部の

土地、建物及び工作物を大潟村へ無償貸付けしようとするものであります。

議案第九十四号平成三十年県営土地改良事業に要する経費の一部負担についてから議案第九十六号平成三十年度林道事業に要する経費の一部負担についてまでの三件は、当該事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第七十八号外五件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

初めに、「日欧EPA及びTPP11による本県農林水産物への影響について」であります。

県は先般、日欧EPA及びTPP11が発効された場合の本県農林水産物への影響額について、試算結果を公表したが、林産物への影響額については、EPAで約三十四億円、TPPで約二十八億円となっている。

協定発効によって関税が削減されれば、欧州などから大量の輸入材が入ってくることで予想され、本県の林業・木材産業への影響が大きいのではないかと懸念するが、県では対応策についてどのように考えているのかとただしたのに対し、本県にとって、現在でも欧州産の輸入木材は競合相手となっており、これまでも、国の補助事業を活用しながら、高性能林業機械の導入や路網整備、木材加工施設の増強といった、コスト縮減や生産性の向上を図りながら、輸入材への対策を進めてきている。

今後、協定が発効され、関税が下がることによって、市場においては価格競争が激しくなることも予想されるが、これまでの取り組みに加え、

「杉材を一定の品質で安定供給できる点」や「木目が細かく美しい秋田杉の品質のよさ」など、価格だけではない、本県の強みを打ち出しながら、木材総合加工産地として、県産材をマーケットに認めてもらう取り組みを強化してまいりたいとの答弁がありました。

また、林産物だけでなく、畜産にも影響が懸念されており、とりわけ豚肉については、EPAとTPPによる影響額がそれぞれ六億円以上となっており、畜産農家は心配していると思うが、畜産への影響については、県はどう受けとめているのかとただしたのに対し、豚肉については、欧州産が輸入豚肉の一定量を占めていることから、協定発効によって関税が下がった場合の影響が懸念され、予断を許さない状況にある。ただし、国では、銘柄豚については比較的影響が少ないとみており、ブランド豚の割合が高い本県においては、全国に比べ影響は少ないものと考えている。また、牛肉については、格付の低いホルスタインなどの乳用種が輸入品と競合し、影響を受けるとされているが、本県では、黒毛和種の肥育が主体であることから、影響は少ないものと考えているとの答弁がありました。

次に、「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画について」であります。

これまでの第二次行動計画の期間で、県食肉流通公社の累積債務が大幅に解消されているようだが、この要因は何か。また、畜産振興を図る上では、県産畜産物の流通拠点となる食肉流通公社の機能強化が大事であり、県内の大規模畜産団地の整備によつて、牛や豚の増頭が図られた場合でも、食肉の処理が円滑に行われるよう、施設の機能強化や大規模修繕にも取り組むべきと考えるがどうかとただしたのに対し、食肉流通公社の累積債務は、平成二十六年当初で約四千五百万円であったが、平成二十八年度末には約六百万円にまで縮減しており、あと一、二年で赤字は解消される見込みとなっている。これまで公社では、累積債務の解消を最優先課題として取り組んできており、赤字の解消は、集荷頭数や販売量を増やすなどの営業努力によるものであると考えている。また、これまでも県が補助を行いながら、豚の解体ラインの改修や、家畜衛生体制の強化に向けた施設改修に取り組んできていますが、累積債務の解消後には、これまで実施を見送ってきた施設の機能強化や人材確保などに

も計画的に取り組み、経営強化を図ることとしているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 産業観光委員長の報告を求めます。

【三十四番（産業観光委員長佐藤賢一郎議員）登壇】

●産業観光委員長（佐藤賢一郎議員） ただいま議題となりました議案第八十号について、産業観光委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第八十号は、中小企業の振興に寄与するため、中小企業者の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な取組の促進に係る臨時の事業に充てる場合に「秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金」を処分することができるようにしようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

同基金を取り崩しができるように条例を改正し、小規模事業者を支援するための財源にすることだが、どのような事業を行うのかとただしたのに対し、この基金は、電源立地地域対策交付金を財源とし、県が融資機関に無利子で資金を預託し、県内企業が設備を取得する際に、年利一・五％で資金の一部を貸し付けるものであるが、現在は市場金利が低く、ほかに有利な融資制度もあることなどから、平成二十一年度以降、新規の貸付実績がない状況にある。国からは、貸付実績がないのであれば基金を返還するか、取り崩し型の基金とするか判断を求められたことから、今回取り崩し型の基金にするものである。平成三十年度は、小規模企業者の経営革新などを支援する「小規模企業者元気づくり事業」を含む三事業の財源に充てることにしているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第八十号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第二次）」の取組状況についてであります。

由利高原鉄道や秋田内陸縦貫鉄道の通学利用について、定期券の購入は親の負担が大きいことから利用していない学生もいるのではないかと思う。鉄道事業者任せではなく、県として通学用定期券の購入に対する支援を考えることはできないかとただしたのに対し、通学用定期券の購入に対する支援は、沿線市町村がそれぞれの事情に応じて取り組んでおり、県は各鉄道の利用促進の観点から、協議会への負担金等を通じて支援しているところである。定期券の割引率については、基本的に事業者の経営判断によるものではあるが、割引率の拡大により利用者が増加し、収入の増に結びつく場合もあることから、本委員会でもいただいた御意見について、鉄道事業者や沿線市町村に伝えてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 建設委員長長の報告を求めます。

【二十五番（建設委員長原幸子議員）登壇】

●建設委員長（原幸子議員） ただいま議題となりました議案第八十一号、議案第八十二号、議案第八十三号、議案第八十四号、議案第八十五号、議案第九十七号、議案第九十八号、議案第九十九号、議案第一百号、議案第一百一号、議案第一百二号、議案第一百三号、議案第一百四号及び議案第一百五号、以上十四件について、建設委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第八十一号は、屋外広告物法の一部改正により、屋外広告物の表示等の禁止地域に田園住居地域を加えようとするものであります。

議案第八十二号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、砂利の採取計画の認可の申請等に係る手数料の額を引き下

げようとするものであります。

議案第八十三号は、公営住宅法の一部改正により、一定の普通県営住宅の入居者について、収入の申告を要しないで家賃を決定することができるようにしようとするものなどであります。

議案第八十四号は、建築基準法の一部改正により、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第八十五号は、建築基準法の一部改正により、田園住居地域内における建築の許可を受けようとする者から手数料を徴収しようとするものなどであります。

議案第九十七号から議案第一百五号までの九件は、当該事業に要する経費の一部を関係市町村等に負担させようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第八十一号外十三件は、全会一致をもって原案のとおり、可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

初めに、「地域振興局建設部の組織改正について」であります。

昨年七月及び八月に発生した豪雨災害に伴う河川の改良復旧事業を進めるため、仙北及び平鹿地域振興局建設部の組織改正を行うとのことだが、この組織改正は、どのくらいの期間を考えているのかとただしたのに対し、平成三十三年度から、仙北及び平鹿地域振興局建設部の組織を改正し、災害復旧に特化した課や班を新設する予定であるが、今後、三年から五年の期間において、集中的に河川の改良復旧事業に取り組む予定であり、当該期間においては、その組織体制で臨みたいと考えているとの答弁がありました。

これに対し、さらに、昨年の豪雨被害は甚大であり、その復旧事業を速やかに進めていく必要があると考えるが、当該組織改正のほか、どのような対応を検討しているのかとただしたのに対し、災害の発生以降、建設部内における人事異動等により対応を進めてきたところであるが、

今年四月以降の河川の改良復旧事業の本格化を見据え、当該組織改正に加え、任期付き職員の採用や近隣市からの職員派遣など、さまざまな工夫を行い、組織を強化することで、迅速に復旧事業を推進してまいりたいとの答弁がありました。

次に、「一般財団法人秋田県建築住宅センターの経営について」であります。

秋田県建築住宅センターでは、秋田市営住宅の指定管理業務を受託し、経営改善に努めているとのことだが、どのような点が経営の安定化につながっているのか。また、同センターの経営をさらに安定化させるため、建築確認業務の確認件数を増やしていきたいとのことだが、県内の建築確認件数が固定傾向にある中で、どのようにそのシェア拡大に取り組みのかとただしたのに対し、秋田県建築住宅センターでは、秋田市営住宅に係る一般的な維持管理及び修繕についての指定管理業務を受託しているが、これにより、毎年、人件費・管理費として一定程度の収入が見込めることから、経営の安定化に寄与しているものと認識している。また、さらに経営の安定化を図るため、建築確認業務の確認件数について目標数値を定め、取り組んでいるところだが、建築確認業務を行う建築主事には非常に難しい資格を取得する必要がある、今後は、競合する民間事業者においても人材不足が予想される。そのため、組織として、確実に人材を育成し、事業を継続することで、シェアの拡大等につながっていくのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【二十一番（教育公安委員長菅原博文議員）登壇】

●教育公安委員長（菅原博文議員） ただいま議題となりました議案第八十六号、議案第八十七号、議案第八十八号、議案第八十九号、議案第九十号、議案第九十三号及び議案第九十四号、以上七件について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第八十六号は、井川町立井川義務教育学校の設置により、同校に勤務する職員に支給する給与について定めようとするものなどであります。

議案第八十七号は、子供を安心して産み育てることができる環境の整備に資するため、同基金の設置期限を延長しようとするものであります。

議案第八十八号は、児童・生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改めようとするものであります。

議案第八十九号は、道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、運転免許試験手数料等の額の改定を行うとするものであります。議案第九十号は、都市計画法の一部改正により、田園住居地域における風俗営業の営業所の設置を制限しようとするものであります。

議案第九十三号は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うとするものであります。

議案第九十四号は、保育所保育指針の全部改定に伴い、所要の規定の整理を行うとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

議案第八十八号学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。

秋田県では、児童・生徒数の減少に伴い、毎年教職員定数が減ってきているが、定数の減少とともに、教員の偏った年齢構成も大きな問題となっており、今後、大量の退職者が発生することが想定される。現在の偏った年齢構成を是正するため、どのような対策を講じているのかとただしたのに対し、教員の年齢構成の偏りは、特に小学校で顕著であり、五十歳代の割合が非常に高くなっている。これを解消していくためには、



新規採用者を増やしていくことが重要であり、これまでも、採用枠の増加や受験年齢の引き上げなどを行ってきたところである。これに対してさらに、秋田県の未来を開く子供たちを育てるためには、秋田の教育資産を十分に生かしながら、全国から優秀な人材を集めてくることも必要ではないかとただしたのに対し、教員の大量退職は全国的な傾向であり、他県でも優秀な人材の確保が大きな課題となってきた。そのため、優秀な人材が他県に流出しないよう、県内学生の確保に一層取り組むとともに、首都圏では採用試験の倍率が上昇傾向にあることから、首都圏の学生等に対して、秋田の教育環境の良さや採用試験の状況を説明する機会を増やし、人材確保に努めてまいりたい。また、首都圏に進学した県内出身者が秋田に戻ってこれるような取組も検討してまいりたい。との答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第八十六号外六件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

警察本部における「秋田県警察機能強化プラン（案）」についてであります。

このプランの中では、にかほ警察署を由利本荘警察署に統合し、幹部交番化する計画となっているが、各警察署には運転免許証更新等の窓口業務もあるが、にかほ警察署は、沿岸や県境部の警戒、鳥海山の山岳救助など地域特有の役割も担っている。今後、統廃合を進めていくためには、こうした機能が適切に維持されるのが重要な要素になるが、その点を十分に検討しているのか。また、今回は統合しない小規模警察署との比較根拠を明確に示すべきではないかとただしたのに対し、にかほ警察署は小規模警察署であり、職員数が少なく、夜間の初動体制が弱かったことや、管内の刑法犯認知件数や交通事故件数が県内最少である治安情勢等を踏まえ、由利本荘警察署との統合による重層的な取り組みにより、さらなる治安維持が図られ、沿岸や県境部の警戒、山岳救助等の機

能についても、警察本部との連携により十分に維持できると判断したところである。また、ほかの小規模警察署である男鹿警察署と仙北警察署については、観光インバウンドによる外国人対応、地理的な特性、隣接する警察署との機能分担、喫緊の熊対策など、総合的に検討した結果、存続することとしている。これに対しさらに、現在のところ報道が先行し、経緯や、さらなる機能強化を図るといふ警察の目的が地域に理解されていないため、住民等の不安が増大している。過去にも警察署が幹部交番化されているが、やはり地元の理解が何よりも大切であり、地域への説明を強力に進めることが重要であると考えるかどうかとただしたのに対し、今後は、パブリックコメントを実施するとともに、にかほ警察署協議会、交通安全協会、防犯協会及び地域住民等に向け、今後のにかほ市の治安維持等について説明し、理解と協力を得られるように努めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 以上で各委員長の報告は終わりました。

各委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

二番加賀屋千鶴子議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【二番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●二番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。ただいま議題となりました、議案第四十四号平成三十九年度秋田県一般会計予算、議案第七十三号秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例案及び議案第一百五号秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から議案第三百三十一号医療法施行条例の一部を改正する条例案

について、討論いたします。

最初に、議案第四十四号についてです。

第三期プランスタートの年として、総額五千八百三億円で、昨年四月の知事選後の本格編成された六月補正後の予算に比べ、八十三億円、一・四％の減少となっています。税収は伸びず、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は、前年度比で五十三億円減少しています。昨年の大雨災害の復旧工事で公共事業が大幅に増える中で、行政経費を三〇％削減という大変厳しい予算編成となっています。

第三期プランのスタートという年度でもあり、新規事業もありますが、これまでの事業を廃止・縮小・統合や組み替えが目立ちます。事業を適切に評価しての判断もあるとは思いますが、明らかに財政的な理由と思われるケースが随所に見られます。例えば、十款一項二目教育庁総務課施設整備室の財産管理費、学校営繕費が大きく減額となっています。その理由は、公共施設等の総合管理計画に基づき長寿命化を図るために、県立学校施設等総合管理計画推進事業二億七百三十七万三千円に一部を移したという説明でした。しかし、二つの事業を合わせて減額された金額は四億一千九百六十七万六千円で、約半分の金額です。単純な比較はできないものの、これでは日常の維持管理も教育施設の長寿命化も十分できないのではないのでしょうか。橋梁の長寿命化も目標に到達していないと聞いています。昨年の大雨被害で河川改修事業、水位計の設置など行われていますが、県民の安全にかかわる施設は最優先して予算をとる必要があります。また、本県の最重要課題である人口減少対策を十分に図るべきです。そのために、需要と財政支出のバランス、現在と将来という意見を、まず最初に申し上げておきます。

八橋陸上競技場整備支援事業三億一千七百五万八千円、新スタジアム整備構想策定事業負担金五百万円は、同時並行で進められ、構想策定からスタートするというのであれば理解できますが、これでは「新スタジ

ム整備ありき」です。新スタジアムは、整備に係る費用だけでなく、総括審査での知事の発言にもあるように、建設後の運営の見直しも厳しいと見なければなりません。県民に広く利用されるスタジアムといっても、試合日数や芝の保全のために、利用できるとしても限定的です。県としてやるべきことは、新スタジアム整備よりも、サッカーを含めスポーツの多面的発展が進む努力をすることではないでしょうか。県民が広く議論し、判断する機会をつくるべきです。また、国直轄河川事業負担金には、新年度から本體工事に着工する成瀬ダム建設工事業費が含まれており、今後、事業費が増えていきます。県・市連携文化施設は、駐車場整備費や、計画変更に伴い当初予定していた事業費が増え、まだ増える予定で、これらの事業については認めるわけにはいきません。若者の県外流出を防ぎ、人口減少を食い止めるためにも、若者対策、子育て支援を大きく進め、中小企業、農林水産業への支援を強める必要があります。すこやか子育て支援事業の拡充は歓迎するものですが、待機児童の解消のための保育士確保対策など講じるべきです。また、若者の県外流出の大きな要因の一つは、県内の賃金が低いということにあります。若者が働きたいと思う魅力ある職場をつくること、このことと併せて、県外基盤の弱い企業の賃金引き上げに結びつく支援をすべきです。

中小企業振興臨時対策基金を創設し、取り組もうとしていることは評価しますが、規模・業種を問わず、地元の企業・業者を広く支援し、社会経済力を引き出すための施策をあらゆる部署で取り組まなければなりません。住宅リフォーム推進事業は、補助対象の条件を狭めず、これまでに地域経済に貢献してきたようにすべきです。このほか、国保やマイナンバーなどに関する予算も含まれています。

予算編成に当たった職員の皆さんの御苦労は理解しますが、県民サービスの向上、県民の暮らしと命を守る立場から、本予算には反対するものです。

議案第七十三号、議案第百十五号から議案第百三十一号についてです。

これらの条例案は、全て「地域包括ケアシステムの進化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を目的に、昨年六月公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に係るものです。介護保険法、社会福祉法、障害者総合福祉法など、三十一もの法律が一括して改正されています。その主な内容は、介護保険法を改正し、一定以上所得のある利用者の介護保険利用料を三割にする、自立支援等保険者機能を強化するためのインセンティブ付与、介護保険料の算定に総報酬制度導入など、新たな負担増、給付抑制の仕組みが導入されます。

二〇一五年に実施された利用料の二割負担により、利用抑制や介護施設から退所したケースも生まれています。負担増ばかり迫るやり方に、関係者・家族などから怒りの声上がるのは当然です。全市町村が介護の「自立支援・重度化防止」に取り組むことを制度化し、要介護度や介護給付費の低減などを市町村に競わせ、介護費用を抑制した自治体に対する国の財政支援を手厚くするなど、給付抑制に拍車をかけるものです。介護保険は、「介護の社会化」と銘打って、国民から高齢期の安心材料ということで支持され、要介護者やその家族・介護職員などから大きく期待されていました。しかし、今、国民の介護保障としては、ほど遠い内容になっています。

介護療養病床廃止と介護医療院の創設、「地域共生社会」の名目で地域住民等の助け合いを制度化し、高齢者・障害者などの福祉サービスを包括化します。「福祉サービスを必要とする人たちが孤立しないよう地域住民が支援する」、このことを求める条文を社会福祉法に新設しました。誰も否定できない「助け合い」や共生を掲げることで、地域住民や社会福祉法人による互助を地域福祉に組み込み、行政の穴埋めを求めるもので、公的責任の後退を招きかねません。これが公的な社会保障費の削減路線と結びつき、国や自治体が地域福祉から手を引き、地域住民の「自助・互助」の役割を押しつけることにつながるのと警告が、障害者

団体などから指摘されています。高齢者と障害者の施策を一体化する方向を強めることにも、障害者・家族から異論が出されています。

施設での身体的拘束を規制することなど部分的には理解できる点もありますが、これまで述べた利用者の負担増ばかりでなく、社会保障の公的責任の原理を崩壊させることにもつながる内容をもっており、反対するものです。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（鶴田有司議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、議案第四十四号、議案第六十二号、議案第十六号、議案第一百三十三号、議案第七十三号、議案第七十四号及び議案第一百十五号から議案第一百三十一号まで、以上二十三件を一括し、起立により採決いたします。以上の議案二十三件は、いずれも原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

#### 【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、議案第四十四号、議案第六十二号、議案第六十六号、議案第一百三十三号、議案第七十三号、議案第七十四号、議案第一百五十五号、議案第一百十六号、議案第一百七十七号、議案第一百八十八号、議案第一百十九号、議案第二百十号、議案第二百一十一号、議案第二百二十二号、議案第二百二十三号、議案第二百二十四号、議案第二百五十五号、議案第二百二十六号、議案第二百二十七号、議案第二百二十八号、議案第二百二十九号、議案第二百三十号及び議案第二百三十一号は、原案のとおり可決されました。

次に、残る議案六十三件について一括し、採決いたします。以上の議案六十三件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

#### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議案第四十五号、

議案第四十六号、議案第四十七号、議案第四十八号、議案第四十九号、

議案第五十号、議案第五十一号、議案第五十二号、議案第五十三号、議

案第五十四号、議案第五十五号、議案第五十六号、議案第五十七号、議

案第五十八号、議案第五十九号、議案第六十号、議案第六十一号、議案

第六十三号、議案第六十四号、議案第六十一号、議案第六十二号、議案

第六十五号、議案第六十七号、議案第六十八号、議案第六十九号、議案

第七十号、議案第七十四号、議案第七十一号、議案第七十一号、議案第

七十二号、議案第七十五号、議案第七十六号、議案第七十七号、議案第

百三十二号、議案第九十二号、議案第七十八号、議案第七十九号、議案

第九十三号、議案第九十四号、議案第九十五号、議案第九十六号、議案

第八十号、議案第八十一号、議案第八十二号、議案第八十三号、議案第

八十四号、議案第八十五号、議案第九十七号、議案第九十八号、議案第

九十九号、議案第一百号、議案第一百一号、議案第一百二号、議案第三号、

議案第四号、議案第五号、議案第八十六号、議案第八十七号、議案

第八十八号、議案第八十九号、議案第九十号、議案第三十三号及び議

案第三十四号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第八十七、議案第三十五号は、委員会提出に係るものでありますので、直ちに本会議において審議いたします。

#####

【上程意見書案は巻末に登載】

#####

●議長（鶴田有司議員） 日程第八十七、議案第三十五号秋田県政務活

動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りしますが、本案は、趣旨説明、質疑を省略することに御異議あ

りませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたし

ます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。本案は、原案

のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議案第三十五号

は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第八十八、請願審査の件を議題といたします。

お諮りします。請願第四十五号、請願第四十四号及び請願第四十二号、

以上の請願三件は、いずれも委員長の報告及び質疑を省略することに御

異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたし

ます。

討論を行います。

二十八番石田寛議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【二十八番（石田寛議員）登壇】

●二十八番（石田寛議員） たいま議題となりました、請願第四十五号

秋田県内にイージス・アショアの配備を行わないことを求める意見書に

ついて、賛成の立場で討論を行います。

まず、昨日の総務企画委員会の不採択の報告、五対一で不採択とい

話を聞いて、ちよつと驚きました。昨年十二月議会とは違い、今年に

入ってから、新屋地区を中心として、住民の皆さんがいろいろ講師を囲

み勉強会を重ね、いろんな意見が上がってきております。特に、不安の

声が多い。まだ知らない部分がいっぱいある。こういうときなので、私

としては、もしかすると継続審査ぐらいになってくれるのではないのか

と、こう期待をしていたところですが、不採択という話を聞いて、非常

に驚きとともに残念に思ったところです。

まず第一に、コストの問題について触れたいと思います。

イージス・アショア一基一千億円と言われておりますが、夏の段階では八百億円、ポーランドに今年完成されると言われているのが七百五十億円、十二月の閣議決定では一千億円で、その後、まだ増えるかもしれないと、こう言われております。どこまで膨れ上がるか誰もわからない。そういうものが本当に必要なかと。

これまでも日本は、アメリカの基地——国内にある米軍基地にいろいろな支援を行ってきました。年間七千億円の支援です。秋田県の一般会計よりも多い金額で、一日に直すと十九億円——毎日十九億円を日本国内にある米軍基地に支援しているのであります。それでもなお足りなくて、トランプ大統領の来日時にアメリカの武器の購入を要請され、過去の、過去というか、これからの国防計画にもなかった、そういうものを手ごろな金額として持ち出してきたのがイージス・アショアということには、驚きを隠せません。米軍の基地は世界中にあります。でも、ほとんどがアメリカの予算で賄われているそうです。土地の借上げ料までアメリカが払っている。なぜ日本だけが、こんなにアメリカのために国民の納めた貴重な税金が使われなければならないのか。外国から日本を見たら、理解できないのではないのでしょうか。アメリカから見れば日本はただ都合のいい国、そう言えるのではないのかなと、私はそう思っております。

次に、健康問題、電磁波の問題です。

これが一番——新屋地区の皆さんが一番心配しているものだろうと思います。イージス・アショア、ハワイの実験場、広大な土地で、基地の端から端までが見えない。ですから、それぐらい住宅地には縁がない。ですから、人的被害がないと言われております。でも、ハワイの実験場の入り口には「放射線危険区域」という看板があるそうです。ルーミアアの基地の上空も飛行禁止区域になっております。四年前に、京都府の京丹后市に米軍のXバンドレーダーが設置されました。この間、ドクターヘリが九回もレーダー波を止めてほしいというお願いをし、止めて

いただいてドクターヘリが飛んだという記憶があるそうです。強烈なレーダー波。ですから、六キロの幅で六キロの高さまで飛行禁止区域になっているそうです。

そういうものを総合的に見たら、新屋の演習場には、すぐ近所に人が住まいしているではないですか。勤務する自衛隊は転勤があるかもしれないけれども、秋田の市民はどうするんですか。電磁波過敏症という言葉があります。そういう患者がいるそうです。携帯電話や電子レンジ、テレビ、IH調理器を使用できない方々がいるそうです。頭痛、めまい、吐き気をする。そのほかに、心臓ペースメーカーを埋め込んでいる方から、とても不安だ、恐怖を覚える、そう声が届きました。皆さん、そういう方々にどういうふうにかたえられますか。将来、脳腫瘍や小児がん、白血病、そういう患者が出てきたとき、誰が責任をとりますか。私は、県民の健康、命を守る立場になるならば、もう一度再考すべきではないのかというふうに思います。

次に、外交問題です。

秋田県は、中国甘肅省と友好提携三十五周年の記念行事を行いました。これから、中国と友好を深めながら産業振興につながるいいなと、皆さん思っているのではないのでしょうか。そしてまた、ロシア。プーチンさんに秋田犬を贈り、友好が広がっている。今また、平昌オリンピックで金メダルを取ったザギトワ選手に秋田犬を贈る。「マサル」という名前まで決まっている。五月三日、大館市の桂城公園で開かれる本部展でその犬が披露されることになっております。そういうふうな形で友好がどんどんどんどん広がるとき、秋田にイージス・アショアを設置する、そのことがどういうことなのか。射程距離が二千キロに延びると言われておりますから、当然、中国とロシアが入ってくるわけです。それでは中国やロシアに、右手で握手を求め、左手でけんこつを持っている、そういう姿に写るのではありませんか。それでもいいんでしょうか。

次に、本当に迎撃できるのか——ミサイルを迎撃できるかという問題

です。

ハワイの実験場で三回実験したけれども、一発より当たらなかった。二発は当たらなかった。三割三分三厘ではないですか。そういうものに多額の金をかけてどうするんですか。飛んでくるのは大気圏ですよ。五百五十キロ上空を飛ぶんです。それに命中するというのは誰も保障できない。軍事評論家の中では、当たらないから逆に太平洋側に飛んでいったものを追っかけて撃つことになる。でもその方が難しいだろう。こう言っている方もおります。百歩譲って、有事になったら、イージス・アショアを狙うよりも国内にある五十四基の原発を狙った方がいい。テロの標的にも原発は対象になるだろうと。原発にミサイルが当たったら、福島原発事故以上の被害が予想できる。これでは、頭隠して尻隠さずの状態ではないですか。イージス・アショアを設置するのだったら、その前にまず、五十四基の原発を廃炉にすべきではないのか。でなければ効果がない。こういう話をする方もおります。私もそのように思います。

これから日本をとるべき道を考えたときに、今、米朝首脳会談が四月に行われる。すばらしいではないですか。核もミサイルも飛ばさない。そういう世界が来てほしい。そうお互いに念じているのではないでしょう。か。そのときに、なぜこの場でこの請願を不採択にしなければならぬのか。継続審査でもいいのではないのか。

日本は世界で唯一、広島と長崎に原子爆弾が落とされた。あの悲惨な戦争を二度と繰り返さないということで、憲法九条で戦争放棄する憲法をもって、戦後、経済発展をしてきたのではありませんか。だとするならば、世界で紛争や戦争をやめようと声高に叫べる、反戦のリーダーになれる、ならなければならないのは日本だと、私はそう思います。日本をとるべき道は、平和外交。戦争に向けて走るのではなくて、戦争をやめようと言える立場にある一番近い国が日本だと思えます。

そういう意味で、今日この本会議でこの請願が皆さんの賛成の同意を得られますよう声を高く叫んで、私の賛成討論を終わります。よろしく

お願いします。

●議長（鶴田有司議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。  
採決いたします。まず、請願第四十五号について起立により採決いたします。本請願に対する委員会の決定は、不採択であります。本請願は、採択することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者少数であります。よって、請願第四十五号は不採択と決定されました。

次に、請願第四十四号について起立により採決いたします。本請願に対する委員会の決定は、採択であります。本請願は、採択することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、請願第四十四号は採択と決定されました。

次に、請願第四十二号について起立により採決いたします。本請願に対する委員会の決定は、採択であります。本請願は、採択することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、請願第四十二号は採択と決定されました。

次に、日程第八十九、意見書案第一号は、委員会提出に係るものでありますので、直ちに本会議において審議いたします。

#####

【上程意見書案は巻末に登載】

#####

●議長（鶴田有司議員） 日程第八十九、意見書案第一号北海道・北東北

の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた推薦を求める意見書を議題といたします。

お諮りしますが、本意見書案は、趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。本意見書案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。意見書案第一号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第九十、意見書案第二号及び日程第九十一、意見書案第三号の意見書案二件は、いずれも委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

#####

【上程意見書案は巻末に登載】

#####

●議長（鶴田有司議員） 日程第九十、意見書案第二号生活保護世帯の子どもの大学等への進学に関する意見書、日程第九十一、意見書案第三号労働者の声を踏まえた「働き方改革」の実現を求める意見書、以上二件を一括議題といたします。

まず、意見書案第二号について、提出者の趣旨説明を求めます。

【九番（加藤麻里議員）登壇】

●九番（加藤麻里議員） 社民党会派の加藤麻里です。ただいま議題となりました、意見書案第二号生活保護世帯の子どもの大学等への進学に関

する意見書について、提出者として趣旨説明を行います。

今回の制度の見直しにより、生活保護世帯の子供が大学等へ進学する際に、新生活の立ち上げ費用として、自宅通学は十万円、自宅外通学は三十万円の一時金が給付されることになりました。また、大学進学後も自宅から通学している場合は、その子供の分の住宅扶助額を減額しない措置を講じるなど、支援が強化されたことは前進と言えます。

しかし、厚生労働省は依然として、生活保護世帯の子供は高校卒業後は進学しないで稼働能力を生かして就労すべきであるとし、当該世帯の家族とともに生活保護を受けながら大学等に進学することを認めていません。そのため、生活保護世帯の子供が大学等に進学すると、家族と同居していても「世帯分離」として取り扱われ、当該子供に係る基準生活費が認定されなくなるため、生活保護費が減額されます。また、自宅から通学する場合を除き、住宅扶助費も認定されなくなることから、地域や世帯構成にもよりますが、当該世帯が受け取ることのできる生活保護費は、月四万円ないし六万円程度減る運用となっているため、大学等への進学を諦める子供は多いと思われれます。

文部科学省の調査によると、二〇一六年度の一般世帯の大学等進学率は七三・三％、二〇一七年度には浪人を含む大学等進学率が八〇・六％と、過去最高を更新しています。その一方で、生活保護世帯の子供の大学等進学率は三三・一％と、一般世帯の半分以下であります。また、秋田県が行った「ひとり親世帯等の子育てに関するアンケート調査報告」によると、貧困世帯の大学等進学率は二五・四％、中学生の弟や妹がいる世帯になると一九・六％と、さらに低くなっているのが現状です。

国は、かつて、生活保護世帯の子供の高校進学を認めていませんでしたが、一般の高校進学率が八〇％を超えた一九七〇年に、世帯分離なしで高校に進学することを認め、二〇〇五年からは、高校生活のための就学費が支給されるようになりました。この状況と比較すれば、大学等への就学を認めてしかるべき段階に達しているものと言えるのではないで

しようか。生活保護世帯の子供が大学等に進学する場合に世帯分離する運用を改め、就学しながら生活保護を受けることを認める規定に早急に改定されるべきです。

次に、収入認定の取り扱いについてですが、現在、生活保護世帯に生活保護費以外の収入があった場合は、原則として収入認定され、当該収入の分だけ生活保護費が減額されることになっていきます。それは、生活保護世帯の子供が大学等に進学し、その授業料等に充てるために得た奨学金やアルバイト収入も同様の扱いです。教育に必要な費用が年々増加し、世界的に最も高額な水準に達している中、貧困家庭の子供が大学等に通うことには、経済的に大きなハードルが存在します。

昨年五月、超党派の議員でつくる「子どもの貧困対策推進議員連盟」は、生活保護世帯の子供の進学率向上を最優先に進めるべきとし、一九七〇年に高校進学についての世帯分離が廃止されたことに鑑み、大学等への進学についても二〇一八年度の進学に間に合わせられるよう、早急に効果的な支援策を講じるべきとする提言を、厚生労働副大臣に提出しました。

よって、国においては、貧困の連鎖の防止に必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、生活保護世帯の子供が生活保護を受けながら大学等に進学することを認め、大学等に進学する子供を世帯分離して生活保護から外す運用をやめること、そして、大学等に就学しながら生活保護を受ける子供のアルバイトや奨学金等の収入のうち、大学等の授業料、教科書・参考書代、通学交通費その他大学等の就学に必要な経費については、収入として認定しない取り扱いをするよう強く要望するものです。全ての先輩議員、同僚議員の皆さんの賛同をお願いし、趣旨説明いたします。御清聴ありがとうございます。

●議長（鶴田有司議員） 次に、意見書案第三号について、提出者の趣旨説明を求めます。

【一番（薄井司議員）登壇】

●一番（薄井司議員） 社会民主党会派の薄井司です。ただいま議題となりました、意見書案第三号労働者の声を踏まえた「働き方改革」の実現を求める意見書について、提出者として趣旨説明を行います。

昨年三月、政府は、総理大臣が議長となった働き方改革実現会議における審議を経て、「働き方改革実行計画」を決定しました。この中では日本経済再生に向けたチャレンジとして働き方改革を位置づけ、働く人の視点に立った労働制度の抜本改革により、働く一人一人のよりよい将来展望を可能にするほか、労働生産性を改善し、賃金の上昇や需要拡大を通じて、経済の成長と分配の好循環を構築することを目指すとしております。また、非正規雇用の処遇改善や賃金引き上げと労働生産性向上、長時間労働の是正などの検討テーマを設定し、我が国の将来を見据えて具体的な対応策についても言及しております。

働き方改革が推進されることは、企業現場において、労働時間短縮を通じて、働く人の健康確保や仕事と家庭の両立可能性を高め、女性や高齢者の就労を容易にし、ひいては少子高齢化対策にも結びつくほか、同一労働同一賃金の実現により、モチベーションの向上、さらには労働力人口減少への対応、一人一人の職業能力向上などにもつながるものと考えております。企業にとって深刻な課題となっている人手不足への対応についても、企業の生産性向上により、賃金引き上げの可能性を高め、労働時間の改善や休暇制度の充実などを通じて企業の魅力を高めることで、優秀な人材獲得につながるものと考えております。

本県にとって、若者の就職や進学に伴う首都圏等への県外流出などの社会減緩和に向けた対策は、県政の最重要課題となっております。人口減少対策のための就労環境整備のほか、労働生産性の向上による賃上げと賃金の地域間格差の是正、働く人のワーク・ライフ・バランスの推進など、多くの視点から県内企業における働き方改革を促進する取り組みが必要と考えております。本年度、「秋田県公労使会議」を設置し、広く働く人の意見を取り入れ、本県における働き方改革推進のための課題



や対応方策等を検討し、施策に反映させたいとしております。

「働き方改革」については、痛ましい過労死や過労自殺が大きな社会問題となっている中で、全ての労働者が健康とワーク・ライフ・バランスを確保しながら働き続けることができるよう、長時間・過密労働を規制する法整備が求められております。現在検討されている「働き方改革関連法案」は、労働時間や休日・深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする高度プロフェッショナル制度の導入が盛り込まれるなど、長時間労働を助長することになりかねない、極めて不十分なものとなっているほか、健康確保措置の内容についても明らかにされておりません。労働者の声を踏まえた「働き方改革」を実現するためには、長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入すべきであり、現在検討されている「働き方改革」関連法案は、働き方に関する多岐にわたる法案を一括にするもので、法案ごとに丁寧に取り扱うことが望まれます。

よって、国においては、「働き方改革」関連法案の法制化に当たり、労働者の声を踏まえた慎重な国会審議を行うとともに、長時間労働を解消し、過労死を根絶するため、総合的な視点から万全な措置を講じられるよう強く要望し、本意見書案に御賛同を賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明を終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（鶴田有司議員） 各提出者に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

十三番沼谷純議員、二番加賀屋千鶴子議員、以上の二名からそれぞれ討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、十三番沼谷純議員の発言を許します。

【十三番（沼谷純議員）登壇】

●十三番（沼谷純議員） 次の世代につながる会の沼谷純です。意見書案第二号生活保護世帯の子どもの大学等への進学に関する意見書について、

賛成の立場から討論を行います。

現在開会中の第九十六回通常国会においては、生活困窮者の自立を促進するための改正法案が上程されておりますが、先進国の中でも所得格差や経済格差が大変大きく、また貧困率も高いと言われている我が国において、政府が生活困窮者の自立支援の強化や子供の学習支援の拡充、あるいは生活保護世帯の子供の大学進学、こういったことについての支援を拡充しようという姿勢は、私自身、大変評価しております。

その上で、私は、生活困窮者、いわゆる貧困に対する支援や生活保護制度のあり方に関しては、大きく二つに分けて考える必要があると考えております。一つは、大人の貧困に対する支援のあり方です。この大人の貧困に対する根幹は、「自立・自助」であります。つまり、働く能力を持つ方、働ける方は、その能力を生かして働く義務を負っているわけであり、自助・自立を促し、自らが陥ってしまった貧困や困窮の中から、自らが立ち上がるうとする行動や努力を支え、支援することが重要です。一方、この大人の貧困と分けて考えなくてはいけないのが、子供の貧困です。子供は、自らの意思や希望、能力によって貧困になるわけではなく、貧困は外的環境としてその子供に与えられてしまいます。こうした子供の貧困に対しては、自助・自立を基本とする大人の貧困、この支援のあり方とは異なり、与えられてしまった貧困から抜け出すため、抜け出させるための、幼少期から成人期に至る、教育を初めとする多様なチャンス、機会の付与という、まさに「共助・公助」を第一とすべきであります。そのように考えたとき、この生活保護世帯の子供たちの大学進学、学びの機会の確保、これを公助によって進めていくことは大変重要なことだと私は考えております。

生活保護世帯の子供の大学の進学率が非常に低いことは、先ほど加藤議員から御説明があったとおりですが、この背景には、生活保護世帯においては、経済的理由により学習塾等で学力を補う機会がなかなか得られないことや、また仮に大学に進学し得る学力があったとしても、やは

り家庭の経済状況により進学を諦めるといった背景があるわけですが、その中でも私が最も問題だと感じているのが、この意見書案にある「世帯分離」というルールであります。

世帯分離は、先ほどの御説明にもありましたが、生活保護世帯の子供が大学に進学するとき、その家庭からその子供を分離させる、つまり別々の家計、世帯とすることになりますけれども、その手段を取らなければ、その世帯、その家族全体が生活保護を受けられなくなります。それなら簡単だ、世帯分離すればいいじゃないかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、事はそう簡単ではありません。分離された子供は、原則的には独立して一人で家計を営むことになるわけですから、仮に授業料を免除され、奨学金を借りたとしても、食費、生活費は自分で稼がなくてははいけませんし、自分で国民健康保険に加入し、保険料を納めなくては医者に行けません。大学生が親からの仕送りもなく、自分一人で家計を維持し大学に通うということが、学生にとって極めて困難なこと、重い経済負担となることは言うまでもありませんし、この世帯分離の壁によって進学を諦めてしまう子供や、進学を諦めさせる親が多くいることも想像にかたくありません。

ではなぜ、この世帯分離というルールがあるのか。それは一言で言えば、「生活保護世帯の子供は大学に行かずに働くべきだ、大学に行くのは贅沢だ」という思想があるからです。しかし、この世帯分離のルールは、何かの法律に書き込まれているわけでもありませんし、最近できたわけでもありません。今から五十年以上も前の昭和三十八年の厚生省の局長通知、この通知によって、その後連続と続いてきているのであります。確かに、当時の我が国における大学進学率は、わずかに二割でした。二割の子供しか大学に行かない当時では、生活保護費という国民の税金で生計を得ている家庭の子供が大学に行くのは贅沢だと判断されたとしても不思議ではありません。しかし、七割の子供が大学に進学する現在、来年には新しい元号で新しい時代の扉を開けようとする今の日本にあつ

ても、五十年前の局長通知を墨守し続ける必要が果たしてあるでしょうか。仮に、今もなお、貧困家庭の子供が大学に進むことが贅沢だと言われるならば、それは我が国の政治や社会そのものの貧困さの証左と言わざるを得ません。

長々と申し上げましたが、私自身、大学に進むときに、その志したときに、この世帯分離か、生活保護の受給をやめるか、二者択一を迫られました。高校生だった私が、自分で自分のことは全て賄うので大学に行かせてほしいと母に懇願したときの、母の苦悩の表情は今も忘れることができません。しかし、しばしの沈黙の後、母が「わかった。頑張れ」と言ってくれた、そのときがあつたからこそ、私自身、この場に今立っていられるのだと思っておりますし、母には大変な苦労をかけたと思っております。しかし、貧困家庭に生まれ育つ子供たちは、私のように理解ある親のもとで育つことができる恵まれた子供たちばかりではありません。この三月の巣立ち、卒業の時期を迎え、全国でどれだけの高校生が自らの夢や希望に反して大学進学を諦め、就職の道を進んでいるのか、そのことを思うと私は本当に心が痛みます。

我が国の未来を担い、自らの未来を切り開こうとする子供たちの前に、いまだ立ちはだかっている一通の局長通知を、どうかここにいる議員の皆様お一人お一人のお力添えで変えていくため、本意見書案に御賛同いただけますよう心からお願ひ申し上げます、私の賛成討論といたします。

●議長（鶴田有司議員） 次に、二番加賀屋千鶴子議員の発言を許します。

【二番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●二番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。ただいま議題となりました、意見書案第三号労働者の声を踏まえた「働き方改革」の実現を求める意見書について、賛成の討論をいたします。

「体が痛いです。体がつらいです。気持ちしが沈みます。早く動かせません。どうか助けてください。誰か助けてください」、これは十年前、

大手居酒屋チェーン店で新入社員として働き始め、わずか二カ月で自ら命を絶った女性の手帳に残されていた、痛切な心の叫びです。現状の労働実態を見ると、この女性のように将来ある若い労働者が長時間労働で体と心を病んで命を絶つ、「過労死」、「過労自殺」が相次ぎ、サービスマス残業やパワハラなどのひどい労働を強いる「ブラック企業」の横行、そして低賃金の非正規雇用労働者の増加など、異常な状態です。労働法に弱点があるとともに、政府の企業に対する取り締まり体制の弱さで状態は悪化しています。「働き方改革」は、労働者、国民が切実に求めている重要な課題であり、労働者の視点での改革が強く求められています。

しかし、安倍首相は、国会を「働き方改革国会」と位置づけていますが、労働基準法や労働契約法など八本の法律の改正を一括し、その内容は必ずしも労働者の現状が改善されるものではありません。「働き方改革」一括法案の核心部分だった裁量労働制拡大については、厚生労働省が示した異常データ問題で法案から削除することになりました。しかし、労働者を労働時間規制の対象から外す「高度プロフェッショナル制度」の新設は、残されています。高度プロフェッショナル制度は、管理職一步手前の「高度専門職」について、労働基準法で定めている労働時間、休憩、休日、深夜割増賃金などの規定を適用しないという制度です。労働時間や残業という概念がなくなり、どれだけ長時間働こうが残業代が出ない、「定額働かせ放題」といった働き方です。長時間労働、過労死をひどくする点では、裁量労働制と同じと言えます。

また、残業時間の「上限規制」については、過労死の労災認定基準を転用しています。過労死は、月四十五時間の残業で危険が徐々に強まり、月百時間、二カ月連続八十時間になると、まさに死に至るラインだとしています。現実にはこの基準に満たない認定も多く認められています。「月百時間」もの過労死ラインまで残業させても罰則の対象にならないということになれば、企業が一斉に月百時間の残業協定に走ってしまいかねません。月百時間の残業というのは、月二十日働くとして、通常の八

時間労働の後に五時間の残業をするということになります。合計十二時間の労働と昼食の休憩を一時間として、十三時間の拘束です。これに通勤時間が加わりますから、睡眠時間も削らざるを得ず、とても健康で人間的な労働を可能にする状況ではありません。

過労死労災の認定基準を残業時間の上限に設定しようとする安倍政権の姿勢は、過労死をなくすことよりも、財界、大企業が願う労働強化を優先していることを露骨に示しています。安倍政権の「働き方改革」の二枚看板の一つが「長時間労働の是正」、もう一つが「同一労働同一賃金の実現」、これでした。労働者の四割を占める非正規雇用の労働者の賃金が正社員の六割という低さで、格差の是正が求められていました。ところが、通勤手当などの若干の改善はありますが、職務の内容や人材活用の違い、企業への貢献などによって、同じ仕事であっても正社員と非正規雇用労働者の賃金に格差があってもいいという現状を肯定する内容が中心になっています。法案には、「同一労働同一賃金」、「均等待遇」の言葉はなくなっています。

皆さん、この意見書案を採択し、若者を「過労死」、「過労自殺」に追い込むような過酷な長時間労働を是正し、労働者の状態悪化を食い止め、本物の「働き方改革」を実現していくために一緒に力を合わせようではありませんか。皆さんにこのことを訴えまして、私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（鶴田有司議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。  
採決いたします。まず、意見書案第二号について起立により採決いたします。本意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

#### 【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者少数であります。よって、意見書案第二

号は否決されました。

次に、意見書案第三号について起立により採決いたします。本意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者少数であります。よって、意見書案第三号は否決されました。

お諮りします。日程第九十二、決議案第一号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第九十二、決議案第一号二〇二五年国際博覧会の誘致に関する決議を議題といたします。

お諮りしますが、本決議案は、趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

起立により採決いたします。本決議案は、原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、決議案第一号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第九十三、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議員派遣に関する申出及び依頼があります。

まず、議員派遣一覧（第一号）について、起立により採決いたします。

議員派遣一覧（第一号）の議員派遣は、申し出のとおり派遣することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、議員派遣一覧（第一号）の議員派遣は、申し出のとおり派遣することに決定されました。

次に、議員派遣一覧（第二号）について採決いたします。議員派遣一覧（第二号）の議員派遣は、申し出及び依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議員派遣一覧（第二号）の議員派遣は、申し出及び依頼のとおり派遣することに決定されました。

以上をもちまして、二月議会の案件全部を議了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後三時七分散会